

のれんの非償却について、監査人の意見を聴取 ―ASBJのれん非償却公聴会―

去る10月7日、企業会計基準委員会が、第557回企業会計基準委員会（第4回「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関する公聴会）を開催した。

「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」に関して、監査人から意見を聴取した。

次の監査人が説明を行った。

- ・阿部博氏（有限責任あずさ監査人パートナー）
- ・齊藤直人氏（EY新日本有限責任監査法人パートナー）
- ・東川裕樹氏（有限責任監査法人トーマツパートナー）
- ・加藤正英氏（PWC Japan 有限責任監査法人パートナー）

のれんの非償却

説明者からは、のれんの非償却について、それぞれ私見としながらも、「のれんの償却・非償却どちらの会計モデルにおいても監査可能であり、双方の会

計モデルにメリット・デメリットがあることから、企業が選択した会計基準に基づき財務諸表が適切に作成されていることを保証する会計監査人の立場としては、改正の是非については中

立的」（東川氏・加藤氏）、「日本基準にて非償却を導入する場合、会計監査人としては、資本市場の信頼性を確保し、質の高い監査の提供にコミットする観点からは、現状の日本の実務を踏まえて慎重に検討することが必要」（阿部氏）との説明がされた。

また、非償却とする場合の問題点について、「企業結合会計基準・減損会計基準の改正とセットで対応する必要がある、慎重な検討が必要である」（東川氏・加藤氏）、「特に未公開企業を含めた新興企業は、大企業と比べて内部管理体制の整備が遅れていることが多く、適切な減損テストを実施することができないことが想定される」（阿部氏）、「非償却になると、PPAや減損テストのコスト増が想

定されたり、割引率の設定が重要な論点になるが、これまで国際的にIFRSやUSGAAPの適用企業、日本のIFRS採用企業でも実施されており、日本基準適用企業だからできないということはないのではないかと」（齊藤氏）といった説明がされた。

償却と非償却の選択制

償却と非償却の選択制の是非については、「企業間の比較可能性を損なう可能性があり、選択後、継続して適用することを前提としても、企業による恣意的な選択となる可能性がある」（阿部氏）など、反対意見が聞かれた一方、「USGAAPやIFRSでもあるように、未上場企業などについて、のれんの減損テストの実務上の負担を避けるために、未上場会社における償却・非償却の選択適用の導入は検討の余地があるのではないか」（齊藤氏）との意見もあった。

計上区分の変更

のれん償却費の計上区分の変更については、「PPAを通じて配分された買収対価は、有形固定資産や無形資産の償却を通じて営業費用に計上される。また、のれん償却費も買収対価の

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
11月10日(月)	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和7年10月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
12月1日(月)まで (11月30日が日曜日のため)	② 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和7年9月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ③ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和7年8月期) 2カ月延長法人(令和7年7月期) ④ 消費税・地方消費税の確定申告(1カ月ごと)(9月期) ⑤ 消費税・地方消費税の確定申告(3カ月ごと)(3月、6月、9月、12月期) ⑥ 法人の中間申告(半期・3月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑦ 法人消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(9月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(3月、6月、12月期)	②～⑦ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ④、⑤ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
(付記) 税を考える週間(11月11日(火)～17日(月)) 国税庁・国税局・税務署		

一部の費用化であり、販売費及び一般管理費が適切である。よって改正は支持しない」(東川氏・加藤氏)、「会計監査人の立場としては、コメントする立場にはない」(阿部氏)との意見が聞かれた。

委員との質疑応答

委員から、スタートアップ企業がのれん非償却を求めていることについて「スタートアップ企業の置かれている現状を、現行の日本基準は捉え切れていないということか」との質問があった。これに対し、スタートアップの監査に携わっている説明者から、「日本基準でも支障はない」(阿部氏)、「日本の会計

基準がスタートアップに不利とは思わない。日本基準に限らず、収益化に時間のかかるビジネスや新規のビジネスを当てはめるのに困難性はある」(齊藤氏)との回答があった。

＊

次回(10月20日予定)は、利用者から意見を聴取する予定。

会計

金融資産の減損に関する改正基準案等、公表議決へ

ASBJ

去る10月7日、企業会計基準委員会は、第559回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

期中会計基準

前回親委員会(2025年10月10日号(No.1756)情報ダイジェスト参照)に引き続き、企業会計基準公開草案83号「期中財務諸表に関する会計基準

会計・監査・開示 来し方行く末

上場企業に対する規制等④—1

公認会計士
市川 育義

現在、開示内容の充実に伴い、法定開示書類(有価証券報告書(有報等)と任意開示書類(統合報告等)の関係整理は避けられないと考えられるが、この動きに拍車をかける大きな難題とは、次の2つである。

・サステナビリティ開示基準による財務情報と非財務情報の同時かつ同一期間開示

2025年3月にサステナビリティ基準委員会(SSB)から公表されたが国初のサステナビリティ開示基準のうち、「サステナビリティ開示ユニバーサル基準」(適用基準)においては、同時の報告として「サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同時に報告しなければならぬ」(適用基準67項)と、報告期間として「サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同じ報告期間を対象としなければならない」(適用基準68項)と規定されている。

サステナビリティ情報について、現状、多くの会社は、株主総会終了後にフル開示しており、有報と同時にフル開示している会社は一部の会社にとどまっているものと思われる。

現在、金融審議会において、

サステナビリティ開示に関する制度設計の議論が行われており、時価総額に応じた段階適用や同時開示についての経過措置(同時開示の猶予)の適用など、激変緩和措置の配慮がある一方で、監査法人等による保証の義務化など、企業側のサステナビリティ開示情報に係る内部統制の構築や監査法人等による保証業務対応など、これまで以上に実務上

このため、監査法人等による保証付きのサステナビリティ開示情報について、有報で同時かつ同一期間開示を実現するためには、任意開示書類の廃止ないし開示範囲の縮小は避けられないというわけである。

・有報の総会前開示
そして次のさらなる難題が、この有報の総会前開示である。

2025年3月に加藤金融担当大臣から上場会社向けに発信された文書に衝撃を受けた会社も多かったように思われる。

有報の最終的な提出先は投資者のはずであるが、有報という法定書類は、株主総会の終結とともに、年度報告の総括として、所管先の金融庁(かつては大蔵省)に提出するものと思ひ込みが特

に実務家(経理担当者、公認会計士等)の間には強かったのではなからうか。

海外の投資家からはかなり昔から有報の提出時期についてクレームが寄せられており、政府としても資本市場の活性化に向けた取組みを進めるにあたり、さすがにこの点を先送りすることはできなくなったものと思われる。

よって、サステナビリティ情報の「同時かつ同一期間開示」と「保証付き」を前提として作成される有報を総会前に開示するとなれば、もはや総会開催日を後ろ倒しするしかないという空気が感じられる。

しかし、問題の本質は、サステナビリティ情報の充実開示というよりも、そもそも総会前開示を不可能にしている「二重の法定開示の存在」というのが国特有の事情にあるといわざるを得ない。

会社法と金融商品取引法のそれぞれの開示内容を統一化するにとどまらず、2つの開示書類をそれぞれ作成することなく、そもそも開示書類を一本化するべき段階にあるというのが偽らざる実務家の本音ではなからうか。

・企業会計基準●号「中間連結財務諸表等の作成基準」の一部改正」

・企業会計基準●号「連結キャッシュ・フロー計算書等の作成基準」の一部改正（その●）

・企業会計基準●号「税効果会計に係る会計基準」の一部改正（その●）

・改正企業会計基準適用指針6号「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」

・補足文書「実務対応報告及び移管指針において定めている期中の取扱い」

基準等について出席委員全員の賛成によって、公表議決された。また、補足文書の公表についても、出席委員全員の了承が得られた。10月中旬に公表予定。

金融資産の減損

前回親委員会（2025年10月10日号（No.1756）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する会計基準等の改正文案について、審議が行われた。

金融商品会計基準の改正文案では、結論の背景に、適用時期を会計基準の公表から原則的な適用時期までの期間を3年程度とする理由に関する記載が追加

されるなどの修正が行われた。

委員からは特段の異論は聞かれず、事務局から次回親委員会（10月20日開催予定）で公開草案を公表議決したい方針が示された。

バーチャルPPA

前回専門委員会（2025年10月20日号（No.1757）情報ダイジェスト参照）に引き続き、実務対応報告公開草案70号「非化石価値の特定の購入取引における需要家の会計処理に関する当面の取扱い（案）」に関して、実務対応報告等の文案について検討が行われた。

前回聞かれた意見等を受けて、特定卸供給事業者等が関わる契約形態のうち一定の要件を満たすものについての記載の追加や、結論の背景において、用語の定義や、開示を求めないこととした理由の追加等がされた文案が示された。

委員から、表現ぶりや修文について意見が聞かれた。

後発事象

2025年7月8日に公表され、9月12日にコメントが締め切られた企業会計基準公開草案87号「後発事象に関する会計基準（案）」等について審議が行われた。

主な寄せられたコメントとその対応案は次のとおり。

・財務諸表の公表の承認日と公表日の間の重要な後発事象について、公表の承認日までを後発事象の対象期間とする取扱いに反対。↓本会計基準案では、財務諸表の公表の承認日より後に生じた会計事象については取り扱っていないが、今後検討を進める。

・財務諸表の公表の承認日までを後発事象の対象期間とすることとした理由として、BC14項(1)で「財務諸表が公表される日までを後発事象の対象期間とする場合、財務諸表の作成がいつまでも完了しないこととなる可能性があるため」と記載されているが、公表の承認日までが対象期間であっても、いつまでも完了しないこととなる可能性があることに変わりはなく、削除すべき。

・連結財務諸表に関する特例的な取扱いについて、計算書類に関する確認日後とすべし↓公開草案の内容を維持する方針ではあるが、検討を進めていく。

経理用語の豆知識

✓ エンドポイントセキュリティ対策

マルウェアから防御するためには、すべてのPC・サーバにエンドポイントセキュリティ対策ソフトを導入するとともに、常にこれらの対策ソフトやOS、アプリケーションが最新の状態で維持されるようにする。

情報セキュリティ担当者は、すべてのPCにおいてパターン・ファイルの更新の設定が正しく行われるように留意する。また、一元的にエンドポイントセキュリティの入口の防御を行うことも重要である。さらに、信用できないウェブサイトは閲覧できないようにする、不明な内容の電子メールの添付ファイルやURLは開かないようにするなどの基本的な防衛策を周知するとともに、業務に必要な安全なソフトウェアだけインストールされるように、権限を情報セキュリティ担当者のみに限定する等の対策が考えられる。対策方法がない攻撃に対処するため、プログラムの挙動が不審であると判断される場合には隔離等を行う「ふるまい検知・ふるまい分析」の機能を導入することも考えられる。

✓ 対価が金銭以外の場合の自己株式の取得

企業集団内の企業（同一の企業により最終的に支配され、かつ、その支配が一時的でない企業）から、金銭以外の財産を対価として自己株式を取得する場合、当該自己株式の取得原価は、移転された資産および負債の適正な帳簿価額により算定される。

自社の他の種類の株式を交付して自己株式を取得する場合の当該自己株式の取得原価を、①他の種類の新株を発行する場合は、零とする、②他の種類の自己株式を処分する場合は、処分した自己株式の帳簿価額とする。

自己株式の取得原価は、取得の対価となる財の時価と取得した自己株式の時価のうち、より高い信頼性をもって測定可能な時価で算定する。なお、自己株式に市場価格がある場合には、一般的に当該価格を用いて自己株式の取得原価を算定することになる。原則として、時価は当該取引の合意日の時価により算定することになる。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2025年10月7日	投資信託及び投資法人に関する法律における不動産の明確化に伴う不動産投資信託証券に係る有価証券上場規程等の一部改正	東証	2025年6月27日に金融庁が公表した「投資法人に関するQ&A」において、データセンター関連設備などの建物と一体として利用することを想定されて設置された設備について、建物と当該建物関連設備の分離によって損壊または過大な費用が生じたり、経済的な価値の損傷や社会経済上の不利益の程度が大きい場合には、一般的に投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条3号に規定する不動産に該当するものとして考えられることが明確化されたことを踏まえ、不動産投資信託証券に係る上場制度について、不動産の定義の見直し等、所要の改正を行うもの。2025年10月31日より施行。 https://www.jpex.co.jp/rules-participants/rules/revise/um3qrc000002738l-att/gaiyo.pdf

金融

高市政権の積極財政からみる今後の金融政策

自民党総裁選で高市早苗氏が選出され、現時点では臨時国会で首相に指名される可能性が高まっている。高市氏は、物価高対策を最優先課題とし、赤字国債の発行も辞さない積極財政を打ち出している。政策の中心はワイズスペンディング（賢い支出）であり、イノベーション投資、危機管理、地方経済を政府主導で推進する姿勢を鮮明にしている。加えて、ガソリン税の引下げや医療・介護報酬の見直し、所得税控除の拡大、給付付き税額控除の導入など、中間層支援策を重視している点も特徴的だ。金融政策については、政府が責任を持つべきとの立場から利上げには慎重で、当面は安定的な金融環境の維持を重視する構えとみられる。

この組み合わせは、短期的には物価高対策と景気下支えの両立に一定の効果をもたらす可能性もあるものの、中期的には国債増発による長期金利上昇や、インフレ期待の上振れが金融政策運営を難しくする懸念が残る。実際、財政拡張が進む局面では、長期金利の上昇圧力が強まりやすく、イールドカーブの形状変化が注目される展開も予想される。株式市場は当面、景気下支えを評価して推移する見通しだが、金利上昇と国債需給の悪化が意識されれば、評価が一転する可能性も否定できない。

一方で、こうした財政拡張策は、日銀が進める段階的な金融正常化と並行して進むことになる。植田日銀総裁は、賃金と物価の持続的上昇を確認しつつ、過度な利上げを避けながら金利を緩やかに引き上げる方針を維持している。政府による財政主

導の景気刺激と、日銀による金融引締め方向の政策が同時に進む構図である。

あるなか、日本は財政拡張と金融正常化を同時に進めるという政策ミックスをどこまで持続できるかが焦点となる。高市政権が発足すれば、積極財政と日銀の慎重な正常化の両立が短期的成果をもたらす一方、その持続性は市場の信認と政策間の調整力に左右されると考えられる。

この点、高市氏を支える自民党の有力者に高市氏の財政・金融政策の支持者がほとんどいないと思われることが気かりである。高市氏が積極財政政策を実行しようとしても、与党内で反対され国会で提案することができない、あるいは同氏が積極財政案を国会に提出しても野党の反対でつぶされることになりかねない。また、同氏が主張してきた金融政策は現在、日本銀行が目指している金融正常化・利上げ政策と衝突する。同氏は自らの考えと反する利上げ政策を日本銀行が実行しようとした場合、どのような態度をとるだろうか。

証券

日経平均、空前の水準に到達

自民党の新しい総裁に高市氏を選出され、最初に株式市場が開かれた10月6日、日経平均は一気に前週末比2,175円高、4・8%の上昇となった。だが、市場に熱狂のようなものは感じられず、バブルとは程遠い雰囲気といつてよい。

総裁選の5人の候補者のなかで、積極財政、金融緩和（実質上、アベノミクスと同じ）を唱えていたのは高市氏ただ1人であったが、株式市場は同氏を本命視していなかったようだ。そのため、市場にとって同氏の勝利はサプライズであり、アベノミクスの再現を期待して高値圏と思われる株価をさらに買い上げていったとの見方が多い。

日経平均は48,000円台という空前の水準に到達してしまっただが、この史上最高値を維持していくことはできるだろうか？ そのカギは、まず高市政権が高市氏個人の財政・金融政策をどこまで実行することができるとあるといえよう。

いづれにせよ、株式市場が高市自民党総裁の誕生、高市財政・金融政策への期待によって大幅な株価上昇という反応をみせたことは、やや過剰反応であったといわざるを得ない。